



画及び収支予算の認可を受けようとするときは、別記様式第七号による申請書に次に掲げる書類を添え、厚生労働大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の予定貸借対照表

二 当該事業年度の予定貸借対照表

三 前二号に掲げるもののほか、高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定に係る収支予算の参考となる書類（事業計画等の変更の認可の申請）

**第十一条** 指定認定機関は、法第二十条第一項後段の規定により高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定に係る事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書等の提出）

**第十二条** 指定認定機関は、毎事業年度終了後一月以内に、当該事業年度における法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項の規定による認定並びに法第七条第二項及び第九条第二項の規定による認定の取消しの状況について厚生労働大臣及び農林水産大臣に報告しなければならない。

（身分証明書の様式）

**第十三条** 法第二十四条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第八号によるものとする。

（標準処理期間）

**第十四条** 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、法第四条第一項の指定、法第四条第一項（第五条第四項において準用する場合を含む。）の認定又は法第十八条第一項若しくは法第二十条第一項の認可に関する申請があつたときは、当該申請が事務所に到達した日から一月以内に当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するための期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するための期間

**附 則**

この省令は、法の施行の日（平成十年七月一日）から施行する。

**附 則** （平成一二年一月二二日厚生省・農林水産省令第四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則** （平成一三年三月二六日厚生労働省・農林水産省令第二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一五年七月一日厚生労働省・農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成一九年三月五日厚生労働省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

**附 則** （平成一七年三月七日厚生労働省・農林水産省令第一号）

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

**附 則** （平成一九年三月五日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

**附 則** （令和二年一二月二八日厚生労働省・農林水産省令第二号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

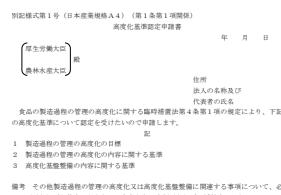
**附 則** （令和二年一二月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**別記様式第1号**（日本産業規格A4）（第1条第1項関係）



別記様式第2号 (日本産業規格A4) 高度化計画申請書

年 月 日



別記様式第6号（日本産業規格A4）（第8条関係）

|   |             |       |
|---|-------------|-------|
| 事業者<br>〔休止〕<br>〔廃止〕   | 提出書<br>〔休止〕 | 年 月 日 |
| 厚生労働大臣  |             |       |
| 農林水産大臣  |             |       |
| 住所<br>法人の名称及び<br>代表者の氏名   |             |       |
| 食品の製造過程の管理の高度化に関する基準規制法第1条第1項の規定により、認定の範囲<br>のうち、〔休止〕を〔廃止〕したので、下記のとおり届け出ます。 |             |       |
| 記   |             |       |
| 1 〔休止〕<br>しようする認定の業務の範囲   |             |       |
| 2 〔休止〕<br>の年月日  |             |       |
| 3 〔休止〕<br>の期間   |             |       |
| 4 〔休止〕<br>の理由   |             |       |
| 備考 その他の参考となる書類があれば、添付すること。  |             |       |

別記様式第7号（日本産業規格A4）（第9条関係）

|  |             |       |
|--|-------------|-------|
| 事業者<br>〔休止〕<br>〔廃止〕  | 提出書<br>〔休止〕 | 年 月 日 |
| 厚生労働大臣   |             |       |
| 農林水産大臣   |             |       |
| 住所<br>法人の名称及び<br>代表者の氏名  |             |       |
| 食品の製造過程の管理の高度化に関する基準規制法第2条第1項前段の規定による<br>認可を受けたので、高度化基準の作成並びに高度化評価規則及び高度化監査規則の認定<br>に係る事務封筒及び取次書を添えて申請します。         |             |       |
| 備考 1 前事業年度及び当該事業年度の予定期報表、その他年度基準の作成並び<br>に高度化評価及び高度化監査規則の認定に係る収支予算の参考となる書類を<br>添付すること。<br>2 その他参考となる書類があれば、添付すること。 |             |       |

別記様式第8号（第13条関係）

|  |  |             |
|--|--|-------------|
| 事業者<br>〔休止〕<br>〔廃止〕                                    |  | 提出書<br>〔休止〕 |
| 厚生労働大臣又は農林水産大臣   |  |             |
| 住所<br>法人の名称及び<br>代表者の氏名                                |  |             |
| 食品の製造過程の管理の高度化に関する基準規制法第2条第1項の規定に<br>より立ち替りをする職員の区分別明書 |  |             |
| 写  |  |             |
| 年 月 日  |  |             |
| 年 月 日 発行   |  |             |
| 年 月 日 有効   |  |             |
| 厚生労働大臣又は農林水産大臣   |  |             |
| （裏面）   |  |             |

食品の製造過程の管理の高度化に関する基準規制法（付）

第24条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、必要があるときは、認定認定権限の範囲内において、監査のため、監査官を派遣して、監査のための書類を提出する権利を有する。その監査に際し、監査の状況若しくは審査、監査その他の書類を検査させることとする。

監査の場合は、上記文跡を下する監査官は、その命令をなす旨明書を検査し、かつ、監査人の請求があるときは、これを奉承しなければならない。

2 監査人の請求に応じて監査の権限は、監査委員たゞに認められたものと解釈しない。

監査の場合は、監査官の二名以上の監査官をもつた監査官は、その違反行為をした指定監査官の監査の監査文書監査は、30万円以下の罰金に処する。

2 第1項の規定による監査の権限は、監査委員たゞに認められたものと解釈しない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とす。